

副 本

令和2年(ワ)第29号、第172号、第197号、第348号、第509号、令和3年(ワ)第254号、第263号 損害賠償請求事件

原告 椿本紀代ほか31名


被告 国ほか2名


### 第4準備書面

令和4年5月9日

松山地方裁判所民事第1部合議一係 御中

被告国指定代理人

川 野 裕 矢   
中 村 卓 意   
仁 科 良 彦   
大 谷 しずか   
加 地 憲 行   
坂 本 俊 彦   
三 宮 洋 樹   
山 影 優 介   
山 本 卓 男   
和 泉 雅 春   
溝 淵 真 司   
白 土 晶 通   
兜 晶 子 

阿 部 勝 義   
酒 卷 政 夫   
三 宅 和 志   
松 坂 幸 二 

被告国は、本準備書面において、本件降雨の際の野村ダム及び鹿野川ダムにおけるダム操作等に不合理な点がないことを述べた上で（後記第1）、原告らの令和3年10月29日付け準備書面8（以下「原告ら準備書面8」という。）及び令和4年1月20日付け準備書面9（以下「原告ら準備書面9」という。）に対し、必要と認める範囲で反論し（後記第2及び第3）、原告ら準備書面8及び原告ら準備書面9における求釈明に対し、必要と認める範囲で回答する（後記第4）。

なお、略語等は、本準備書面で新たに定めるもののほか、従前の例による。

## 第1 本件降雨の際の野村ダム及び鹿野川ダムにおけるダム操作等に不合理な点がないこと

本件降雨の際の野村ダム及び鹿野川ダムにおける各ダム操作等の状況は、被告国第1準備書面（52ないし55ページ）で述べたところであるが、その概要を改めて整理し、当該ダム操作等にいずれも不合理な点がないことを明らかにする。

### 1 野村ダムにおけるダム操作等について

#### (1) 平成30年7月4日ないし同月6日のダム操作等

##### ア 同月4日

野村ダム管理所長は、同日午後9時30分、肱川洪水予測システム（長期）が36時間先（同月6日午前9時30分）予測として、放流量が流入量と同一の値を表示し、貯水位がサーチャージ水位である標高170.2メートルに達し、異常洪水時防災操作を行う可能性があることを予測したため（乙A22号証の2ないし4・各1ページ）、貯水位を洪水貯留準備水位である標高166.2メートルから更に低下させる必要があると判断し、事前放流に関して利水者との協議を開始した。

##### イ 同月5日

野村ダム管理所長は、同日午前9時頃、利水者との間で事前放流に関す

る協議を完了し、同日午前9時30分から、事前放流による貯水位の低下が貯水池周辺斜面に及ぼす影響（地すべりの危険性）を考慮し、1日当たりの貯水位低下速度を1.5メートル程度として事前放流を開始した。

なお、肱川洪水予測システム（長期）は、同日午前11時30分、32時間先（同月6日午後7時30分）に流入量が最大の毎秒372.2立方メートルとなる旨予測していた（乙A22号証の2・1ページ）。

#### ウ 同月6日

野村ダム管理所長は、上記イのとおり、事前放流を行っていたが、同日午後8時50分頃から、野村ダムに対する流入量が放流量とほぼ同一である毎秒約260立方メートルを超える状況となったため、同日午後9時までに、貯水位を標高162.74メートルまで低下させたところで、事実上事前放流が終了した。その後、野村ダムに対する流入量が、同日午後9時56分に毎秒319.17立方メートルとなり、洪水の基準量に到達したため（野村ダム操作規則17条1号（甲A1号証））、同日午後10時から洪水調節に移行した。（以上につき、甲A9号証5及び6枚目、乙A16号証3枚目、乙A21号証の2及び4・各2ページ）

#### (2) 平成30年7月7日のダム操作等

ア 肱川洪水予測システム（短期）は、同日午前1時30分時点において、360分先（同日午前7時30分）に流入量が最大の毎秒875.12立方メートル、放流量が最大の毎秒602.14立方メートルとなると予測した（乙A21号証の2及び3・各2ページ）。また、肱川洪水予測システム（短期）は、同日午前2時時点において、360分先（同日午前8時）に流入量が最大の毎秒996.44立方メートル、放流量が最大の毎秒982.22立方メートルとなると予測した（乙A21号証の2及び3・各3ページ）。なお、同日午前2時時点における上流域平均雨量は、1時間当たり22.8ミリメートルであった（乙A21号証の1・3ページ）。

イ 野村ダム管理所長は、異常洪水時防災操作の開始予定時刻として、同日午前2時30分時点における肱川洪水予測システム（短期）が同日午前7時50分（貯水位が320分先に異常洪水時防災操作の開始水位である標高169.4メートルを超える。）と、同時点における同システム（長期）が同日午前8時30分（貯水位が6時間先に標高169.4メートルを超える。）と、同日午前2時時点における野村ダムで運用している貯留関数法に基づく計算（以下「貯留関数計算」という。）が同日午前6時50分とそれぞれ予測したことを踏まえ、同日午前2時30分頃、西予市野村支所長に対し、上記各予測のうち最も早い時刻である同日午前6時50分頃に、異常洪水時防災操作を開始する予定である旨連絡した（甲A11号証33枚目、乙A21号証の4・2ページ、乙A22号証の4、乙A54号証24ページ）。

なお、貯留関数計算の予測とは、降雨量から河川への流出量を求める一般的な関数として使用されている貯留関数法（降った雨が、短時間に洪水として流出する成分と保水等により長時間かけて流出する成分に分離するところ、洪水として流出する成分について、流域での貯留（遅れ）を流域単位でモデル化して降雨量から流出量を求めるもの。）を用いて野村ダムへの流入量等を算出した予測資料として使用されているものであり、肱川洪水予測システムの予測結果を活用することを基本としつつ、異なる手法による予測についても操作を支援する情報として参考にすることとし、肱川洪水予測システムと併用し活用している。

ウ 野村ダム管理所長は、予測が前倒しになる可能性があることを踏まえ、同日午前3時37分頃には、西予市野村支所長に対し、異常洪水時防災操作の開始時刻を30分前倒しして同日午前6時20分から開始する可能性がある旨連絡した。また、野村ダム管理所長は、異常洪水時防災操作の開始予定時刻として、同日午前4時30分時点における肱川洪水予測システ

ム（短期）が同日午前6時20分（貯水位が110分先に標高169.4メートルを超える。）と、同時点における同システム（長期）が同日午前6時30分（貯水位が2時間先に標高169.4メートルを超える。）と、同日午前4時時点における貯留関数計算が同日午前6時40分とそれぞれ予測したことを踏まえ、同日午前4時30分頃、西予市野村支所長に対し、上記各予測のうち最も早い時刻である同日午前6時20分に、異常洪水時防災操作を開始する予定である旨連絡した。（以上につき、甲A11号証34枚目、乙A21号証の4・3ページ、乙A22号証の4、乙A54号証26ページ）

西予市は、同日午前4時30分頃、野村ダム管理所長に対し、避難指示を同日午前5時10分頃に開始する予定である旨連絡した（甲A11号証34枚目）。

エ 同日午前5時時点において、肱川洪水予測システム（短期）から予測される120分先（同日午前6時から同日午前7時まで（70分先から120分先まで））の予想雨量は11.4ミリメートル（ $= (14.4 + 12 + 11.4 + 11.4 + 10.8 + 8.4) \div 6$ ）であった。このように、同日午前5時頃の時点においては、この先雨量が減少に転じることが予測されたため（乙A21号証の1・3ページ）、野村ダム管理所長は、異常洪水時防災操作によって最終的に流入量と同程度の放流量とするに当たり、できるだけ放流量が少なくなるよう、ダムへの流入量の低下を待つという観点、また、異常洪水時防災操作に移行した際に住民が避難するための時間をより多く確保するという観点から、異常洪水時防災操作の開始を約30分程度遅らせることが見込めるかどうかを検討することとした。

オ 肱川洪水予測システム（短期）は、同日午前5時20分時点において、上記ウの予測時刻よりも10分遅い70分先（同日午前6時30分）に貯水位が標高169.4メートルを超えると予測した（乙A21号証の4・

3ページ)。同時点における上流域平均雨量は、1時間当たり24ミリメートルであった(乙A21号証の1・3ページ)。

カ 肱川洪水予測システム(短期)は、同日午前5時40分時点において、貯水位が50分先(同日午前6時30分)に標高169.52メートルとなり、標高169.4メートルを超えると予測したが(乙A21号証の4・3ページ)、一方で、流入量について、30分先(同日午前6時10分)に最大の毎秒939.95立方メートルとなった後、40分先(同日午前6時20分)に毎秒907.33立方メートル、50分先(同日午前6時30分)に毎秒864.39立方メートルと減少すると予測し(乙A21号証の2・3ページ)、また、放流量についても、80分先(同日午前7時)に最大の毎秒749.72立方メートルとなった後、減少すると予測していたことから(乙A21号証の3・3ページ)、野村ダム管理所長は、上記エの、異常洪水時防災操作の開始を約30分程度遅らせることが可能であると判断し、その旨決定した。

キ 野村ダムの貯水位が、同日午前5時48分、標高167.97メートルとなり(甲A9号証9枚目)、標高167.9メートルを超えたことから、野村ダム管理所長は、同日午前5時50分頃、野村ダム操作規則17条2号(甲A1号証)に基づき、ダムからの放流量を毎秒400立方メートルに増加する操作を開始した。

ク 野村ダム管理所長は、同日午前5時50分、西予市に対し、上記カの判断に基づき、異常洪水時防災操作の開始時刻を同日午前6時50分頃とする旨の通知を行った(甲B19号証の6)。

ケ 肱川洪水予測システム(短期)は、同日午前5時50分時点において、貯水位が30分先(同日午前6時20分)に標高169.49メートルとなり、標高169.4メートルを超える(乙A21号証の4・3ページ)と、流入量が40分先(同日午前6時30分)に最大の毎秒1180.6

1立方メートルとなる（乙A21号証の2・3ページ）と、放流量が60分先（同日午前6時50分）に最大の毎秒1101.56立方メートルとなる（乙A21号証の3・3ページ）とそれぞれ予測した。

コ 肱川洪水予測システム（短期）は、同日午前6時時点において、貯水位が20分先（同日午前6時20分）に標高170メートルとなり、標高169.4メートルを超える（乙A21号証の4・3ページ）と、流入量が30分先（同日午前6時30分）に最大の毎秒1753.64立方メートルとなる（乙A21号証の2・3ページ）と、放流量が30分先（同日午前6時30分）に最大の毎秒1753.64立方メートルとなる（乙A21号証の3・3ページ）とそれぞれ予測した。野村ダム管理所長は、これらの予測値が上記の判断の前提とした貯水位、流入量等の予測値を大きく上回るものであったため、貯水位が異常洪水時防災操作開始水位に到達次第、異常洪水時防災操作を開始することとした。なお、同日午前6時時点における上流域平均雨量は、1時間当たり53.4ミリメートルに急増していた（乙A21号証の1・3ページ）。

サ 野村ダム管理所長は、同日午前6時8分、西予市野村支所長に対し、同日午前6時時点における最大放流量の見込み等を連絡した（甲A11号証34枚目）。

シ 野村ダムの貯水位は、同日午前6時17分、標高169.45メートルとなり、標高169.4メートルを超えたことから（甲A9号証10枚目）、野村ダム管理所長は、同日午前6時20分、異常洪水時防災操作を開始した（甲B19号証の7）。

ス 野村ダムの貯水位は、同日午前6時33分に、洪水時最高水位（サーチャージ水位）である標高170.2メートルを超え（甲A9号証11枚目）、流入量は、同日午前7時34分頃に、本件降雨における最大流入量である毎秒1992.52立方メートルを記録した（同号証13枚目）。そして、



貯水位は、同日午前7時43分に、標高170.84メートルに達して、本件降雨における最大の高さを記録し（同号証14枚目）、放流量は、同日午前7時43分頃に、本件降雨における最大放流量である毎秒1798.93立方メートルを記録するまでに及び（同号証14枚目）、異常洪水時防災操作は、同日午後1時に終了した（甲B19号証の9）。

## 2 鹿野川ダムにおけるダム操作等

### (1) 平成30年7月3日ないし同月6日のダム操作等

#### ア 同月3日

山鳥坂ダム工事事務所長は、同日午前10時30分頃から予備放流を開始し、同日午後5時45分頃には、貯水位を予備放流水位である標高81.0メートルまで低下させたが、その後、鹿野川ダム操作規則21条1項3号（甲A2号証）及び同細則8条2号（甲A6号証）に基づき事前放流を開始し、更に貯水位を低下させた（乙A17号証4枚目）。

#### イ 同月6日

山鳥坂ダム工事事務所長は、同日午前3時頃には、上記アの事前放流により鹿野川ダムの貯水位を標高77.45メートルまで低下させた（甲A10号証1枚目）。その後、同日午前3時30分以降、鹿野川ダムに対する流入量が放流量を継続的に超える状況となったため（乙A28号証の2及び3）、事前放流によって貯水位を低下させることができなくなった。なお、本件降雨当時の鹿野川ダムにおける洪水時の放流設備は、ゲート敷高が標高76.0メートル地点にあるクレストゲートのみであったから（乙A7号証4ページ）、上記事前放流は、構造上の限界に近い水位まで貯水位を低下させたものであった。

### (2) 平成30年7月7日のダム操作等

ア 鹿野川ダムに対する流入量は、同日午前2時30分時点で毎秒601.91立方メートルとなって毎秒600立方メートルを超え（乙A28号証

の2・2ページ)、鹿野川ダムの貯水位は同日午前4時15分頃に予備放流水位である標高81.0メートルを超えたことから、山鳥坂ダム工事事務所長は、鹿野川ダム操作規則3条及び11条1項(甲A2号証)に基づき、洪水調節を開始した(甲A11号証35枚目、乙A17号証4及び18枚目)。なお、同日午前2時30分時点における上流域平均雨量は、1時間当たり16.8ミリメートルであり(乙A28号証の1・2ページ)、同日午前4時10分時点における上流域平均雨量は、1時間当たり12.6ミリメートルであった(乙A28号証の1・3ページ)。

イ 肱川洪水予測システム(短期)は、同日午前4時30分時点において、貯水位が210分先(同日午前8時)に標高87.8メートルとなり、異常洪水時防災操作の開始水位である標高87.5メートルを超える(乙A28号証の4・3ページ)と、流入量が170分先(同日午前7時20分)に最大の毎秒2393.14立方メートルとなる(乙A28号証の2・3ページ)と、放流量が260分先(同日午前8時50分)に最大の毎秒1772.93立方メートルとなる(乙A28号証の3・3ページ)とそれぞれ予測した。

ウ 山鳥坂ダム工事事務所長は、同日午前5時10分頃、大洲市長に対し、異常洪水時防災操作を行う可能性がある旨連絡し(甲A11号証36枚目)、同日午前5時30分頃には、大洲市に対し、放流量を毎秒600立方メートルから毎秒850立方メートルに増加する予定である旨の放流量増加の通知を行った(甲C5号証の2)。なお、同日午前5時10分時点における上流域平均雨量は、1時間当たり20.4ミリメートルであった(乙A28号証の1・3ページ)。

エ 鹿野川ダムにおける上流域平均雨量は、同日午前6時に1時間当たり47.4ミリメートル、同日午前6時10分には1時間当たり60ミリメートルになるなど、短時間で急増した(乙A28号証の1・3ページ)。

オ 山鳥坂ダム工事事務所長は、肱川洪水予測システム（短期）が、貯水位について、同日午前6時時点で70分先（同日午前7時10分）に、同日午前6時10分時点で70分先（同日午前7時20分）に、それぞれ標高87.5メートルを超えると予測したことを踏まえ（乙A28号証の4・3ページ）、同日午前6時20分頃、大洲市に対し、同日午前7時10分頃に異常洪水時防災操作を行う旨の通知をした（甲C5号証の4）。

カ 鹿野川ダムの貯水位が、同日午前6時32分に標高84.01メートルとなったことから（甲A10号証5枚目）、山鳥坂ダム工事事務所長は、その頃、鹿野川ダム操作規則16条2号（甲A2号証）に基づき、ダムからの放流量を毎秒850立方メートルに増加する操作を開始した。

キ 鹿野川ダムの貯水位が、同日午前7時35分頃には、洪水調節容量の8割に相当し、異常洪水時防災操作の開始水位である標高87.5メートルを超えたことから（甲A10号証6枚目）、山鳥坂ダム工事事務所長は、その頃、異常洪水時防災操作を開始した（甲C5号証の5）。

ク 鹿野川ダムの貯水位は、同日午前8時3分に、洪水時最高水位（サーチャージ水位）である標高89メートルを超え（甲A10号証7枚目）、流入量は、同日午前8時42分頃に、本件降雨における最大流入量である毎秒3800.34立方メートルを記録した（乙A17号証4枚目）。同じ頃、貯水位は、標高89.63メートルに達して本件降雨における最大の高さを記録し、放流量も、本件降雨における最大放流量である毎秒3742立方メートルを記録するまでに及び（甲A10号証7及び8枚目、乙A17号証4枚目）、異常洪水時防災操作は、同日午後0時42分に終了した（甲A11号証31枚目）。

### 3 本件降雨の際の野村ダム及び鹿野川ダムにおけるダム操作等に不合理な点がないこと

以上のとおり、本件降雨の際の野村ダム及び鹿野川ダムにおけるダム操作等

は、時々刻々と状況が変化し、予測に困難も伴う状況の下、野村ダム管理所長及び山鳥坂ダム工事事務所長（以下「両ダム所長」という。）において、肱川洪水予測システム等を活用するなどし、降雨量、ダムへの流入量や貯水位の変化等の情報を考慮しつつ、肱川下流域の堤防整備の状況等を踏まえて定められた両ダムのダム操作規則にのっとって行われたものであり、その過程における両ダム所長の判断の基礎となった事実に係る認定の誤りや、当該判断に何ら不合理とされるべき点はない。このような本件降雨の際の野村ダム及び鹿野川ダムにおけるダム操作等について、両ダム所長に何らかの職務上の法的義務違反を認める余地はなく、国賠法1条1項の適用上違法であるということができないことは明らかである。

## 第2 両ダム所長によるダムの操作に関する原告らの主張に理由がないこと

### 1 原告らが主張するダム操作を行うことは、両ダム所長の職務上の法的義務でないこと

(1) 原告らは、両ダム所長が、少なくとも平成30年7月7日午前2時時点において、操作規則に基づく放流を続ければ異常洪水時防災操作を招く可能性が高いことを認識することができたから、流域住民への甚大な被害を回避するために、気象予測に基づき、平成8年変更前の操作規則等を参考にして、操作規則に定められた放流量よりも多い量を放流し、今後予想される大洪水に対処するため、ダムの空き容量を確保すべき義務を負うにもかかわらず、野村ダムでは毎秒300立方メートル、鹿野川ダムでは毎秒600立方メートルの放流しか行わずに同義務に違反したと主張する。そして、原告らは、その根拠として、気象庁が異例の記者会見をして本件降雨について注意を喚起し、肱川洪水予測システムの雨量予測でも、同日午前2時時点では同日午前8時を過ぎても1時間当たり20ミリメートル以上の雨量が予測され、かなりの豪雨になることが予測されているところ、気象予測の精度がかなり高

いものになっていること、両ダムの各操作規則が定める貯水位による制限が異常洪水時防災操作についての制限にすぎないのであれば、各操作規則が規定する放流操作で多大な水害を生じさせる状況においては操作規則に定められた放流操作に基づかない操作をすることができるはずであり、これをすべきであることを指摘する（原告ら準備書面 8・11 ページ、原告ら準備書面 9・5 ないし 12 ページ）。

(2) しかしながら、被告国第 2 準備書面第 3 の 2（22 ないし 27 ページ）及び被告国の令和 3 年 9 月 6 日付け第 3 準備書面（以下「被告国第 3 準備書面」という。）第 3 の 1 (2)（31 及び 32 ページ）で述べたとおり、ダムの操作規則の制定・変更手続が法定されている趣旨及び現在の気象予測の精度を前提として、両ダム所長が平成 8 年に変更される前のダムの操作規則を参考に、本件洪水の当時の操作規則に定められた放流量よりも多くの放流を行うことは、予定されたダム操作ではなく、実質的にも不相当であるから、両ダム所長は、このようなダム操作を行うべき職務上の法的義務を負うものではない。また、以下に述べるとおり、気象予測による予測結果は、原告らが主張するダム操作を行うべき職務上の法的義務を基礎づけるものではない。

(3) すなわち、現在の気象予測の精度においても、実際に降った降水量と予測値との間には、一般におおむね半分から 2 倍までの誤差があり、短時間でさえ時間雨量に係る予測値と実績に大きなかい離が生じかねないものである。実際、野村ダム及び鹿野川ダムにおける降雨・流入量予測と実績値との間にも、大きなかい離が生じていたものである（甲 A 11 号証 54 及び 55 枚目）。

例えば、野村ダムにおける雨量予測は、甲 A 11 号証 54 枚目のとおり、予測結果それぞれの内容が大きく変動しているだけでなく、実績値とも大きくかい離している。それだけでなく、野村ダムにおける流入量の予測は、平成 30 年 7 月 7 日午前 5 時 50 分以降になって、初めて断続的に毎秒 1000 立方メートルを超えるようになったが、それまでの間、毎秒 1000 立

方メートルを超える流入量の予測はほとんどされていなかった（乙A21号証の2）。また、鹿野川ダムにおける雨量予測も、野村ダムと同様、予測結果それぞれの内容が大きく変動している上（甲A11号証55枚目）、同日午前6時40分時点では、本件降雨における鹿野川ダムに対する最大流入量の実績値である毎秒3800.34立方メートル（乙A17号証4枚目）を大きく上回る毎秒6000立方メートルを超える流入量が予測されるなどしていたものである（乙A28号証の2・3ページ）。

このように、降雨や流入量の予測結果は、短時間でさえも大きく変動し、かつ、いずれの予測結果も実績値との間に大きくかい離が生じていたものであるから、両ダム所長は、このような予測結果を根拠として、原告らが主張するダム操作を行うべき職務上の法的義務を負うとはいえないというべきである。

(4) 上記(3)の点を更にふえんと、上記のような気象予測に基づいて原告らが主張するダム操作を行うことは、実質的にも妥当ではない結果を招くというべきである。

すなわち、ダムの操作規則は、ダムの設置される場所や当該ダムの位置する河川の特性等の諸条件を考慮して定められるべきであるところ（被告国第3準備書面第3の3(3)・41及び42ページ）、平成8年変更後の野村ダム及び鹿野川ダムの操作規則が採用した洪水調節の方法は、これらのダムの下流域の堤防未整備箇所に関する河川整備の状況等を踏まえ、それぞれのダムの洪水調節能力を有効に活用して最大限の洪水調節を行えるようにすることを目的としたものであった。

このような状況下において、例えば、両ダム所長が、気象予測に基づき、ダムの操作規則に定められた放流量を上回る流量を放流した場合には、当該気象予測において予測された降雨量に至らず、操作規則に定められた放流量で下流河川の水位低下を図ることができたときであっても、当該下流域の堤

防未整備地区に対し、本来発生しなかったはずの浸水被害を生じさせるおそれがある。このようなダム操作が、本件降雨当時はもちろん、現時点においても社会的に理解を得ているとは言い難い（甲A 1 1号証15枚目）。現に、国土交通省が平成30年12月に取りまとめた「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）」においても、上記のようなダム操作を操作規則に反映させるためには、更なる技術開発が必要であると指摘され（甲A 1 2号証8及び9ページ）、同検討会の参考資料においても、気象予測に基づく防災操作（洪水調節）の高度化について、早い段階から浸水が発生して避難が困難になるとともに、予測が外れた場合には、本来回避することができたはずの被害が発生することが指摘され、回避することができたはずの浸水被害に対する社会的理解等を含め、地域の合意等が課題となる旨指摘されていたものである（乙A 5 5号証47及び48ページ）。

そうすると、気象予測を活用したダム操作は、気象予測技術や精度の向上に伴って、操作する内容に照らし合わせてその可否や適否が検討されるべきものである。原告らの主張は、本件降雨の降雨状況が事後的・客観的に明らかとなった現時点における結果論に基づくものにとどまり、本件降雨の見通しが明らかでなかった当時の状況に基づくものではなく、失当であるといわざるを得ない。

(5) 以上の点からすれば、両ダム所長は、原告らが主張するダム操作を行うべき職務上の法的義務を負わないというべきである。

## 2 野村ダムについて、再び事前放流によって水位を下げることは不可能であったこと

原告らは、野村ダムについて、再度の事前放流が必要であれば、利水者から同意を得て、再度の事前放流を行うべきであった旨主張する（原告ら準備書面9・8ページ）。

被告国第1準備書面第2の7(1)イ(42ページ)で述べたとおり、事前放流

は、洪水が予想される場合に、利水者の同意を得るなどして、洪水調節容量以外の容量（利水容量）の一部を治水用途に使うことで、洪水調節容量以上に貯留量を確保する（ダム貯水位を下げる）ための放流をいう。

上記第1の1(1)イ及びウのとおり、野村ダム管理所長は、平成30年7月5日午前9時30分から事前放流を開始し、同月6日午後9時まで、野村ダムに対する流入量が放流量を超える状況となったため、事実上事前放流が終了したところ、同日午後9時以降も、同日午後10時に洪水調節に移行するまでの間、従前から同様に、毎秒264立方メートルを超える放流を継続し、同日午後9時45分以降は、毎秒295立方メートルを超える放流を継続していた（甲A9号証5及び6枚目）。

その後、同日午後9時56分に毎秒300立方メートルを超える流入量となったことから（甲A9号証5枚目以降）、もはや事前放流等によってダムの貯水位を下げることは不可能であった。

したがって、原告らの主張は、前提において失当であり、理由がない。

### 3 平成8年変更前操作規則によっても異常洪水時防災操作を回避することはできなかったこと

原告らは、平成30年7月7日午前2時から平成8年変更前の操作規則に基づいてダム操作をすれば、異常洪水時防災操作をする必要がなかった旨主張する（原告ら準備書面9・12ページ）。

しかしながら、被告国第3準備書面第3の2(4)（39ページ）で述べたとおり、本件降雨の状況に基づきシミュレーションを実施した結果、仮に平成8年変更前の操作規則に基づいてダム操作を実施したとしても、野村ダム、鹿野川ダム共に異常洪水時防災操作に移行することが確認されているから（甲A11号証218枚目）、原告らの主張は理由がない。

### 第3 放流情報の伝達に関する原告らの主張に理由がないこと



1 放流情報の通知に関する原告らの主張に理由がないこと

(1) 原告らは、野村ダム管理所長が、西予市に対し、異常洪水時防災操作を開始する旨の1時間前の事前連絡はおろか、事前連絡そのものをしなかったことが重大な義務違反である旨主張する（原告ら準備書面9・30及び31ページ）。

野村ダム管理所長の西予市に対する放流情報の通知に関する被告国の主張は、被告国第2準備書面第4の3（31ないし36ページ）及び同第3準備書面第3の4(2)（47ないし50ページ）で述べたとおりであるが、これを更にふえんすると、以下のとおりである。

(2) 上記第1の1(2)イ及びウのとおり、野村ダム管理所長は、西予市野村支所長に対し、平成30年7月7日午前2時30分頃には、異常洪水時防災操作を同日午前6時50分頃に予定している旨連絡し、その後も、同日午前3時37分頃には異常洪水時防災操作を30分前倒しして同日午前6時20分から開始する可能性がある旨を、同日午前4時30分頃にも、同様に同日午前6時20分から開始する予定である旨をそれぞれ連絡した。

そして、上記第1の1(2)エのとおり、肱川洪水予測システム（短期）は、同日午前5時時点において、同日午前6時から同日午前7時までの予想雨量を11.4ミリメートルと雨量が減少に転じることを予測した。さらに、上記第1の1(2)カ及びクのとおり、同日午前5時40分時点においても、最大流入量や最大放流量が減少するとの予測がされたことから、野村ダム管理所長は、異常洪水時防災操作の開始を約30分程度遅らせることが見込める旨判断し、当該判断に基づき、同日午前5時50分、西予市に対し、異常洪水時防災操作の開始時刻を同日午前6時50分頃とする旨の通知を行ったものである。

ところが、上記第1の1(2)ケ及びコのとおり、同日午前5時50分以降、実際の雨量が増加し、雨量や流入量の予測値も急増した。すなわち、肱川洪

水予測システム（短期）が、同日午前5時50分時点では、40分先である同日午前6時30分に最大流入量が毎秒1180.61立方メートルと、さらに、同日午前6時時点では、30分先である同日午前6時30分に最大流入量毎秒1753.64立方メートルにもなるとそれぞれ予測し、異常洪水時防災操作の開始時刻の後ろ倒しを判断する際に参考とした同日午前5時時点における降雨の予測結果等を大きく上回ったことから、結果的に同日午前6時20分に異常洪水時防災操作を開始するに至ったものである。

なお、原告らは、野村ダム管理所長が西予市に対する異常洪水時防災操作の1時間前の通知をするに当たって、同日午前6時20分に異常洪水時防災操作に入ること示していた同日午前5時50分時点における肱川洪水予測システムの予測に従っていない旨主張するが（原告ら準備書面9・32ページ）、西予市に対して行った同日午前5時50分の通知において、肱川洪水予測システムが正に同時刻に予測した予測結果の内容を踏まえることは、およそ不可能であり、原告らの主張には理由がない。

(3) 以上の事情によれば、上記第1の1(2)ウのとおり、野村ダム管理所長は、西予市と密接に連絡を取り合い、西予市もこれを受けて避難指示を開始しているのであるから、肱川洪水予測システムによる予測結果を最大限活用し、市町村長等が行う下流域の防災活動に寄与する情報伝達を行いながら異常洪水時防災操作の1時間前の通知に至ったというべきであって、ダムからの放流によって生ずる危険を防ぐために事前の通知を求める特ダム法32条1項の趣旨からしても、野村ダム管理所長による事前通知に職務上の法的義務違反があるといえないことは明らかである。

## 2 放流情報の周知に関する原告らの主張に理由がないこと

原告らは、河川管理の範囲の問題と放流情報の周知を行う範囲の問題は同一の問題ではなく、放流情報を周知する対象を河道内に限る合理的根拠は見いだせず、河道外の住民に対しても周知されるべきである旨主張する（原告ら準備

書面 9・35 及び 36 ページ)。

放流情報の一般に対する周知に関する被告国の主張は、被告国第 2 準備書面第 4 の 2 (28 ないし 31 ページ) 及び同第 3 準備書面第 3 の 4 (3) (50 ないし 52 ページ) のとおりである。なお、河川法 48 条には、許可工作物であるダムについて特ダム法 32 条 1 項と同趣旨の規定が存在するところ、河川法 48 条が定める「一般に周知させるため必要な措置」についても、河道内にいる河川利用者の危害防止を予定した規定である旨解されているところである(大阪高裁平成 12 年 12 月 22 日判決・判例地方自治 228 号 78 ページ、広島地裁平成 3 年 12 月 19 日判決・訟務月報 38 巻 7 号 1145 ページ)。

したがって、原告らの主張は理由がない。

#### 第 4 原告らの求釈明に対する回答

##### 1 原告ら準備書面 8 における求釈明 (第 5) について

###### (1) 「肱川洪水予測システムについて」について

(1) については、乙 A 53 号証のとおりである。

(2) については、肱川洪水予測システムには、異常洪水時防災操作を回避するための放流方法についてのプログラムは入っていない。

###### (2) 「異常洪水時防災操作開始の事前連絡の時間」について

被告国第 1 準備書面第 2 の 7 (6) (48 及び 50 ページ) のとおりである。

##### 2 原告ら準備書面 9 における求釈明 (第 2 の 4) について

###### 「平成 5 年の 13 号台風データの開示」について

乙 A 56 号証のとおりである。

なお、同号証によれば、平成 5 年の台風 13 号による降雨の際に異常洪水時防災操作に至らなかったのは、流域平均総雨量が 171 ミリメートルと少なく、鹿野川ダムの最高貯水位も 84.46 メートルであって、洪水調節容量 1650 万立方メートルのうち、その約 2 割に相当する 353 万立方メートルしか流

水を貯留しなかったからである。

3 原告らのその余の求釈明について

追って提出する準備書面において、必要と認める範囲で回答する。

以 上